

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
2024年6月28日	
大阪市長 殿	
提出者	
住所 大阪市西淀川区佃7丁目1-60	
氏名 大阪製紙株式会社	
代表取締役社長 垣本 正寿	
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 06-6472-6331	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	大阪製紙株式会社 本社工場
事業場の所在地	大阪市西淀川区佃7丁目1-60
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	14：パルプ・紙・紙加工品製造業
②事業の規模	製造品出荷額 610千万円（令和5年度）
③従業員数	86名（令和6年4月1日時点）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙の通り			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排 出 量	163,900 t	17 t
	(これまでに実施した取組) ・汚泥は全体の97%を減量し、全量を有価物として外販している。 ※P S 粉を自社で処理出来ず、一部産廃として排出してしまったことが反省。		
②計画	②計画		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排 出 量	164,000 t	50 t
	(今後実施する予定の取組) ・全量を有価物として外販する。(汚泥) ・製造工程及び処理施設等の現状・評価を行い、薬品等の見直しにて更なる減量化に取り組む。 ・古紙原料の品質悪化は続いており、目標数値は前年実績とする。(汚泥、廃プラスチック類)		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・汚泥、廃プラスチック類共、それぞれに分別、保管を実施している。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特になし。		

(第4面－1)

(第4面－2)

(第4面－3)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項					自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項					自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
①現状	【前年度（2023年度）実績】				①現状									
	産業廃棄物の種類		汚泥	廃プラスチック類										
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
	(これまでに実施した取組) ・実施していない。													
②計画	【目標】				②計画									
	産業廃棄物の種類		汚泥	廃プラスチック類										
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
	(今後実施する予定の取組) ・予定なし。													
産業廃棄物の処理の委託に関する事項					産業廃棄物の処理の委託に関する事項					産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【前年度（2023年度）実績】				①現状									
	産業廃棄物の種類		汚泥	PS粉/廃プラスチック	廃プラスチック	管理型混合廃棄物	ガスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃油	水銀使用製品産業廃棄物					
	全処理委託量		0 t	109 t	17 t	27.37 t	6.33 t	0.72 t	0 t	t	t	t	t	
	優良認定処理業者への処理委託量		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
	再生利用業者への処理委託量		t	109 t	17 t	27.37 t	6.33 t	0.72 t	t	t	t	t	t	
	認定熱回収業者への処理委託量		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
	(これまでに実施した取組) ・前年度同様に可能な限り再生利用業者へ処理委託できるように取り組んでいる。													

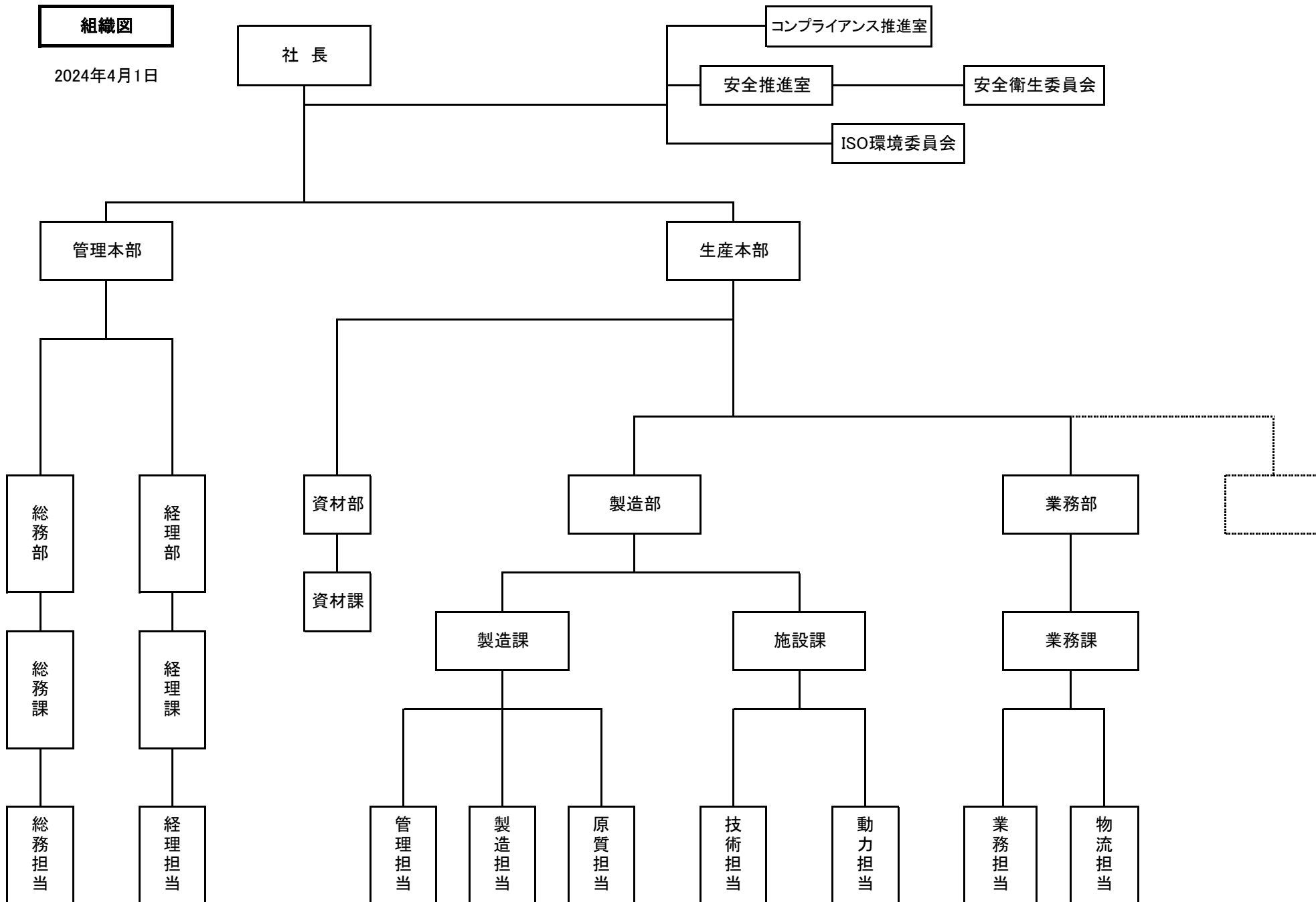
(第5面－1)			(第5面－2)			(第5面－3)						
②計画	【目標】			②計画								
	産業廃棄物の種類	汚泥	PS粉/廃プラスチック	廃プラスチック	管理型混合廃棄物	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃油	水銀使用製品産業廃棄物				
	全 処 理 委 託 量	0 t	0 t	30 t	30 t	9 t	1 t	0.1 t	t	t	t	
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
	再生利用業者への処理委託量	t	0 t	30 t	30 t	9 t	1 t	0.1 t	t	t	t	
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
	(今後実施する予定の取組) ・今後も可能な限り、再生利用業者へ処理委託できるように取り組んでいく（更なる再利用率の向上に邁進する）。（廃プラスチック） ・構内老朽化の為、随時補修工事が予定されている為、安定型混合廃棄物は前年実績から2t増加の見込みとする。											
※事務処理欄												

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

組織図

2024年4月1日



業務組織

- (1) 業務組織は、大阪製紙株式会社直属組織である管理本部及び生産本部の本部制として、「管理部・業務部・製造部・資材部」及び 株式会社、株式会社とする。(下記組織図参照)
- (2) 産廃業務に関係する「設備保守」などの外部会社は、直接組織及び業務代行組織の筆頭者が統括、指導する。
- (3) 産廃システムを推進する組織

別紙添付

- (4) 組織の担当する主な機能

総務部総務課	職員採用、給与・勤怠管理、福利厚生、衛生管理業務
経理部経理課	予算・資金計画、金銭出納、手形・小切手管理、財務業務
資材部資材課	材料購買、保管管理業務、産廃業務
製造部製造課管理	品質管理業務
製造部製造課製造	製品製造業務
製造部製造課原質	製造工程管理業務
製造部施設課技術	設備運営、保守、開発業務
製造部施設課動力	設備運営、保守、開発業務
業務部業務課業務	製品受注、生産計画
業務部業務課物流	物流管理業務
大阪紙販(関連会社)	製品出荷検査、原料仕込、PS製造及び製品保管管理業務
(協力会社)	輸送実務
設備保守の協力会社	業務指示部署が統括、指導する業務

汚泥発生及び処理工程図

